

旭川市水道局契約審査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市水道局契約審査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、旭川市水道局契約審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、非公開とする。ただし、議事の概要は、これを公表する。

(定例会議提出資料)

第3条 要綱第2条第1号に規定する委員会へ報告する資料は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会議開催の前々月以前の6か月間に水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注した建設工事（様式1）並びに測量及び工事に係る調査、設計の委託業務（様式2）に係る入札方式別発注一覧表（以下「発注一覧表」という。）（予定価格が建設工事については130万円、委託業務については50万円を超えないものを除く。）
- (2) 会議開催の前々月以前の6か月間に管理者が行った指名停止情報一覧表（様式3）
- (3) 会議開催の前々月以前の6か月間に旭川市水道局の入札及び契約過程に係る苦情処理要領に基づき書面により行った苦情処理一覧表（様式4）
- (4) 会議開催の前々月以前の6か月間に管理者が行った低入札価格調査実施要領に基づく調査対象一覧表（様式5）
- (5) その他必要と認める入札及び契約手続に関する資料

2 前項第1号の発注一覧表は、入札及び契約の方式別に整理し、工事（業務）名、履行場所、業種、工事担当課、予定価格、契約金額、工期及び契約の相手方等を記載する。

(事案の抽出)

第4条 要綱第2条第2号に規定する委員会において審議する事案の抽出は、前条第1項第1号の中から、入札及び契約の方式別に1件以上、合計で10件以内とし委員会が会議の2週間前までに行う。

2 要綱第6条により事案の抽出を委員に委任するときは、定例会議において行う。

(抽出事案の説明及び審議)

第5条 抽出事案の説明は、抽出事案説明書（様式6（その1～3））により行うものとする。

2 抽出事案の審議は、抽出案件に係る入札参加資格の設定及び指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかについて行う。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、意見の具申又は勧告を行うに当たり必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求め、説明を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

(事情聴取)

第7条 委員会は、再苦情処理を行うにあたり必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、事情聴取をすることができる。

(会議の特例)

第8条 緊急やむを得ない事情等により委員会が開催できない場合、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

附 則

この要領は、平成20年12月19日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 改正前の旭川市水道局入札監視委員会運営要領に基づく旭川市水道局入札監視委員会が行う報告等については、なお従前の例による。